

令和6年
岩手県教育委員会定例会
7月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和6年7月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和6年7月22日(月)午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 事務報告1 令和6年6月県議会定例会の概要について (教育企画室)

第3 議案第10号 岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて (教育企画室)

第4 議案第11号 岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)

第5 議案第12号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (サービス管理監)

第6 議案第13号 学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に関し議決を求めることについて (サービス管理監)

第7 議案第14号 学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に関し議決を求めることについて (サービス管理監)

第8 議案第15号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (サービス管理監)

第9 議案第16号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (サービス管理監)

第10 議案第17号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (サービス管理監)

第11 議案第18号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (サービス管理監)

閉会

事務報告 1

令和 6 年 6 月県議会定例会の概要について

令和 6 年 6 月県議会定例会が開催されましたので、概要について別紙のとおり報告します。

令和 6 年 7 月 22 日

令和6年6月県議会定例会の概要について

6月県議会定例会の概要は、次のとおりであった。

1 日 程

6月21日（金）	本会議（招集、議案等の提案）
6月27日（木）～7月1日（月）	本会議（一般質問、質疑、委員会付託）
7月2日（火）	常任委員会
7月4日（木）	本会議（常任委員会委員長報告、討論、採決）

2 一般質問

(1) 会派別一般質問議員数（8人）

希望いわて	3人
自由民主党	3人
いわて新政会	1人
いわて県民クラブ・無所属の会	1人

(2) 一般質問（教育委員会関係：5人）

次の議員から質問があり、知事及び教育長が答弁した。

ア 村上 貢一 議員 1件

(ア) 子どもの健康施策について

イ 関根 敏伸 議員 4件

(ア) いわて留学について

- ① 今春のいわて留学生の入学状況について
- ② 留学生受入に係る財政負担について
- ③ 県立高校の学級増について
- ④ いわて留学について

ウ 神崎 浩之 議員 1件

(ア) 少子化対策について

- ① 社会減対策と人口減少社会を見通した諸施策の更なる推進について
 - a 適切な教育環境の検討について

エ 鈴木 あきこ 議員 1件

(ア) 無形民俗文化財について

- ① 県の保存団体への支援在り方について

オ 上原 康樹 議員 6件

(7) 部活動の地域移行について

① 学校との連携について

(4) 歴史や自然と調和した博物館・美術館について

① 魅力的な常設展について

② 博物館での伝統芸能の展示等について

③ 博物館の環境整備について

④ 「博物館浴」について

⑤ 自然や街並みと融合した美術館について

3 文教委員会【7月2日（火）】

(1) 請願の審議

ア 請願陳情受理番号第28号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める請願」について、参事兼教職員課総括課長兼服務管理監から説明を行った。

(7) 質問等

小西和子委員、高橋こうすけ委員、飯澤匡委員及び斉藤信委員から国の負担率引き下げによる財源の確保状況、35人学級への教員加配状況、子供の学力低下や教員の勤務時間の状況等について質問があり、教育長及び関係室課長等が答弁した。

(4) 採決

請願が採択され、国への意見書案について委員会発議されることとなった。（本会議において、国に意見書を提出することとされた。）

(2) その他（この際発言）

ア 再発防止「岩手モデル」の策定について、教育企画室教育企画推進監兼服務管理監から報告を行った。

(7) 質問等

小西和子委員、工藤大輔委員及び斉藤信委員から授業の録音・録画、計画の実効性や研修等の内容、岩手モデルに対する私立学校等の反応、調査事実への教育委員会の対応、教育委員会議での議論等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

イ 「県立高等学校教育の在り方中間まとめ」について、学校教育室高校改革課長から報告を行った。

(7) 質問等

飯澤匡委員及び斉藤信委員から総合学科高校の検証、県南地区の新設工業高校、地区別懇談会における意見、小規模校の魅力化への取組等について

て質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

ウ 上記の他、小西和子委員、岩崎友一委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、飯澤匡委員、斉藤信委員及び小林正信委員から教職員の配置状況、フッ化物洗口の状況、社会教育施設の整備、学校給食費の状況、学校薬剤師の役割、夜間中学の方向性等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

※ 議員毎の件数は項目数であり、同一項目の関連質問は含んでいないため、件数と答弁実績数は一致していないこと。

議案第 10 号

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和 6 年 8 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
岩手県高等学校 P T A 連合会理事	中 村 美 香
岩手県社会教育連絡協議会副会長	小 綿 久 徳

2 解任（令和 6 年 7 月 31 日付）

氏 名	任 命 年 月 日	解 任 理 由
西 山 広 美	令和 5 年 12 月 20 日	辞任の申し出があったため
佐々木 一 憲	令和 5 年 12 月 20 日	辞任の申し出があったため

令和 6 年 7 月 22 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県教育振興基本対策審議会の任命 新旧対照表（案）

委員任期：令和5年12月20日～令和7年12月19日

No.	選出区分	推薦団体	現委員					新委員（案）						
			職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数
1	(1) 市町村長	岩手県市長会	釜石市長	おの きょう 小野 共	55	男	釜石市	1		変更なし				
2		岩手県町村会	矢巾町長	たかはし しょうぞう 高橋 昌造	78	男	矢巾町	6		変更なし				
3	(2) 市町村教育委員会教育長	岩手県市町村教育委員会協議会	八幡平市教育委員会教育長	ほし としや 星 俊也	69	男	盛岡市	3		変更なし				
4		雫石町教育委員会教育長	さとう よしひこ 佐藤 嘉彦	69	男	盛岡市	4		変更なし					
5	(3) 教育関係団体の役職員	一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	やまぐち まき 山口 真樹	51	女	盛岡市	4		変更なし				
6		岩手県高等学校PTA連合会	岩手県高等学校PTA連合会母親委員会委員長	にしやま ひろみ 西山 広美	52	女	八幡平市	2	岩手県高等学校PTA連合会理事	なかもら みか 中村 美香	53	女	盛岡市	新任
7		岩手県社会教育連絡協議会	岩手県社会教育連絡協議会副会長	ささき かずのり 佐々木 一憲	59	男	盛岡市	5	岩手県社会教育連絡協議会副会長	こわた ひさのり 小綿 久徳	59	男	盛岡市	新任
8		公益財団法人岩手県体育協会	公益財団法人岩手県体育協会理事	すずき みちよ 鈴木 美智代	49	女	奥州市	3		変更なし				
9		一般社団法人岩手県芸術文化協会	奥州市芸術文化協会副会長	すずき みきこ 鈴木 美喜子	65	女	奥州市	2		変更なし				
10		一般社団法人岩手県私学協会	一般社団法人岩手県私学協会理事	あさぬま ちあき 浅沼 千明	57	女	盛岡市	3		変更なし				
11	(4) 学識経験者		岩手大学教育学部教授	たしろ たかあき 田代 高章	63	男	盛岡市	7		変更なし				
12			富士大学経済学部教授	ささき しゅういち 佐々木 修一	71	男	花巻市	7		変更なし				
13			宮古市立山口小学校地域学校協働本部 地域学校協働活動推進員	ささき よしえ 佐々木 良恵	61	女	宮古市	7		変更なし				
14			岩手県立大学社会福祉学部准教授	たきい みお 瀧井 美緒	37	女	盛岡市	1		変更なし				
15			岩手大学教育学部准教授	たきよし みちか 滝吉 美知香	42	女	盛岡市	5		変更なし				
16			泉金酒造株式会社常務取締役	やえがし ゆり 八重樫 由吏	63	女	岩泉町	7		変更なし				
17			いちのへサンビレッジクラブ代表	にしだて あつし 西館 敦	45	男	一戸町	7		変更なし				
18			株式会社長島製作所代表取締役社長	しんぐう ゆきこ 新宮 由紀子	51	女	一関市	7		変更なし				

チェック項目	改選前	改選後
委員【18人以内】	18人	18人
男女委員登用率【40%未満にならないこと】	男44.4% (8) : 女55.6% (10)	男44.4% (8) : 女55.6% (10)
若手委員 (50歳未満) 【25%以上】	22.2%(4/18) (※参考 平均年齢57.6歳)	22.2%(4/18) (※参考 平均年齢57.7歳)
在任期間8年超	なし	なし

◇岩手県附属機関条例（令和5年条例第4号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び所掌）

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他の事案が生じた場合において、当該事案に係る調停、審査、審議又は調査等を行わせるため臨時又は緊急の必要があるときは、附属機関を置くことができる。ただし、当該附属機関の設置が1年を超えるときは、この限りでない。

4 執行機関は、前項の規定に基づき附属機関を置いたときは、その名称、所掌事項その他必要な事項を告示しなければならない。

（組織）

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 審議会等に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

2 審議会等のうち次に掲げるものに、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

- (1) 岩手県総合計画審議会
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会
- (3) 岩手県商工観光審議会
- (4) 岩手県農政審議会
- (5) 岩手県水産審議会
- (6) 岩手県教育振興基本対策審議会

- 3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 副会長等を置かない審議会等において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 (省略)

(会議)

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。ただし、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会及び岩手県政府調達苦情検討委員会は、会長等が招集する。

- 2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、岩手県財産評価審議会、岩手県特別職報酬等審議会及び県勢功労者顕彰選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 (省略)

(意見の聴取等)

第8条 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(岩手県教育振興基本対策審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 岩手県教育振興基本対策審議会条例 (昭和38年岩手県条例第44号)
 - (2) 岩手県財産評価審議会条例 (昭和39年岩手県条例第20号)
 - (3) 岩手県特別職報酬等審議会条例 (昭和39年岩手県条例第63号)
 - (4) 岩手県農政審議会条例 (昭和47年岩手県条例第9号)

- (5) 岩手県水産審議会条例（昭和 48 年岩手県条例第 46 号）
- (6) 岩手県商工観光審議会条例（昭和 49 年岩手県条例第 6 号）
- (7) 岩手県総合計画審議会条例（昭和 54 年岩手県条例第 29 号）
- (8) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成 15 年岩手県条例第 36 号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により置かれている附属機関（次項において「旧附属機関」という。）は、第 2 条第 1 項の規定により置かれる相当の附属機関（次項において「新附属機関」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に、第 3 条第 1 項の規定により、新附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（中小企業振興条例の一部改正）

5 （省略）

別表第 1～9（第 2 条、第 3 条関係）（省略）

別表第 10（第 2 条、第 3 条関係）

教育関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 岩手県教育振興基本対策審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本対策に関し必要な事項について調査審議すること。	18 人	(1) 市町村長 (2) 市町村教育委員会教育長 (3) 教育関係団体の役職員 (4) 学識経験者 (5) 関係行政機関の職員	2 年
2 岩手県教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ教育上特別な支援を必要とする児童、生徒等（以下この項において「児童生徒等」という。）の就	20 人	(1) 医師 (2) 学識経験者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員	2 年

	学及び当該児童生徒等に対する支援の内容等に関する事項について調査審議し、並びに当該事項について教育委員会に意見を述べること。		(5) 児童生徒等の親権者又は未成年後見人を代表する者		
3 岩手県美術品収集評価委員会	教育委員会の諮問に応じ、美術品取得基金条例（平成3年岩手県条例第36号）に規定する美術品取得基金により取得する美術品及び寄贈により取得する美術品の鑑定評価に関する事項について調査審議すること。	10人	学識経験者	2年	

別表第11（第2条、第3条関係）（省略）

審議会等の設置・運営に関する指針

平成12年2月22日付け人第1016号 総務部長通知

令和5年4月3日付け行経第6号 総務部長通知（最終改正）

1 趣旨

この指針は、審議会等の運営の簡素・効率化及び審議等の活性化を図るとともに、審議等への県民の参画を推進するため、審議会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 審議会等の定義

この指針において、「審議会等」とは次のものをいう。

(1) 附属機関

地方自治法第（昭和22年法律第67号）138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査等を行うため、法令又は条例により設置する審議会等

(2) 懇談会等

県の各種施策の企画立案及び行政執行において、有識者などの意見を聴取し県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置する協議会、懇談会等。ただし、国や地方公共団体のみで構成し、相互の連絡調整等を目的とするもの及び国や地方公共団体、関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものについては除く。

3 附属機関の設置等

(1) 附属機関の設置

附属機関の設置に当たっては、類似又は関連する既存の審議会等の活用又は一般的な会議の開催により対応できないかなど、その必要性を十分検討するほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア より積極的に有識者や県民等の意見を県政に反映するため、審査、調査、審議等を行うため設置するものについては、法令に基づくもののほか、地方自治法の規定に基づき、附属機関として条例により設置すること。

イ 条例に基づく附属機関については、施策、制度等を体系的に定めた条例において必要な附属機関の設置並びにその組織及び運営に関する事項を規定する場合を除き、岩手県附属機関条例に規定して設置すること。

ウ 岩手県附属機関条例（令和5年度岩手県条例第 号）第2条第3項に基づき臨時又は緊急の必要があるときに附属機関を設置する場合に行う、同条第4項に規定する告示に当たっては、総務部行政経営推進課総括課長に協議すること。

エ 県民や有識者の意見を聴取する場合には、附属機関の設置に代え、広報媒体やインターネット等を活用して意見を求める方法や県民から直接意見を聴取する機会の設定、関係団体からの個別の意見聴取等によることについても検討すること。

(2) 附属機関の統廃合

ア 廃止等の検討

次に該当する附属機関については、廃止又は随時の設置（委員の任命を行うことを含む。以下同じ。）を検討するものとする。

なお、法令必置の附属機関であって、上記により難しいものについては、この限りでない。

- (ア) 設置目的が達成されたもの又は社会情勢の変化等により設置の必要性が低下したもの
- (イ) 過去3年間において開催実績のないもの
- (ウ) 欠席者の割合が著しく多いもの
- (エ) 会議の内容が著しく形式的になっているもの
- (オ) 過去1年以上委員が選任されていないもの

イ 統合の検討

法令必置の附属機関以外で、次に該当するものについては、統合を検討するものとする。

なお、統合によって所掌する事務が広範囲となったものについては、必要に応じ、部会や専門委員会等を設けて弾力的、機動的な運営を図るものとする。

- (ア) 目的、分掌事務が類似しているもの
- (イ) 委員の選任の観点類似しているもの
- (ウ) 統合することでより効率的運営が期待できるもの（部局の枠にとらわれず総合的な観点から検討すること。）

(3) 委員の選任

委員の任命に当たっては、附属機関の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるように留意するとともに積極的な発言が期待される者とするように努めるものとする。

ア 委員数

効率的で活発な審議が行われるために、委員数は原則20人以内とする。

イ 充て職の見直し

充て職については、次の点に留意の上、その見直しを行うものとする。

- (ア) 当該委員を充て職にすることについて、客観的かつ合理的な理由を具備していること。
- (イ) 特定の部門に係る団体の長を充て職にしている場合にあつては、当該団体の長以外の者を委員に任命することの可能性についても検討すること。

ウ 各種団体等への推薦依頼

各種団体等に委員の推薦を依頼する場合にあつては、継続的な出席が確保され活発な意見が述べられるよう、当該団体の代表者に限らず、幅広く人選されるよう協力を求めるものとする。

エ 男女共同参画の推進及び若手委員等の積極的選任

委員の選任に当たっては、次の点に配慮するものとする。

(ア) 男女共同参画の推進

男女共同参画を推進するため、原則、男女それぞれの委員の割合を委員総数の50パーセントとすること。また、これにより難しい場合は、男女いずれか一

方の委員の数が委員総数の40パーセント未満にならないこと。

(イ) 若手委員（50歳未満）の選任

若い世代の意見を反映させるため、若手委員の割合を25パーセント以上とすること。

オ 公募制の導入及び地域バランスの配慮

附属機関に民意を反映させ、県民の参画機会を拡充するために、当該附属機関の役割や性格を考慮し、専門的知識の必要性など委員に求められる要件を検討の上、委員の一部を公募により選任するよう努めるとともに、委員の選任に当たっては、地域バランスも考慮するものとする。

カ 委員の兼任の回避

委員の選任に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) 法令等による充て職以外については、広く適任者を求め、原則として、同一部局内において同一人による複数の委員兼任は避けること。

(イ) 同一人が委員を兼任できる附属機関の数は、原則として4機関とすること。

キ 長期在任の回避

在任期間は、原則として8年間を限度とする。

ク 県職員等の任命の縮小

行政への民意の反映の観点から、県職員は法令等に特段の定めがある場合を除き、原則として委員に選任しないものとする。

また、県職員であった者についても選任しないよう努めるものとする。

ただし、属人的な知識や経験に着目して委員とする場合はこの限りでない。

ケ 委員の任命行為

附属機関の委員の任命については、辞令書を交付して行うものとする。

なお、知事部局においては、人事事務取扱要領（昭和40年5月15日40人第221号）第7の規定に基づき行うものとする。

(4) 会議の運営

ア 資料の事前配付

活発な意見交換等を推進するため、会議資料については、原則として事前に委員へ配付する。

イ 会議資料の作成

論点を整理したものや用語集などわかりやすい資料の作成に努める。

ウ 会議の運営

委員の自由な発言を引き出すため、会議の進行要領等にとらわれない弾力的な運営に努める。

また、会議が質疑・要望のみに終始することのないよう留意する。

エ 検討結果の報告

委員からの意見・提言等の内容の検討結果については、随時、会議において報告する。

(5) 会議の公開

公開の方法及び手続については、「審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年3月31日制定）」に則り、適切に実施する。

4 懇談会等の開催

(1) 附属機関の規定の準用

3(4)及び(5)の規定は、懇談会等について準用する。この場合において、3(4)中「委員」とあるのは「懇談会等の構成員」と、同エ中「意見・提言等」とあるのは「意見」と読み替えるものとする。

(2) 懇談会等における留意事項

ア 名称は、「懇談会」、「懇話会」、「研究会」等とし、「審査会」、「審議会」、「調査会」、「委員会」等の名称を用いないこと。

また、その構成員を「委員」としないこと。

イ 要綱等の開催目的や活動内容等に「調停」、「審査」、「諮問」、「審議」、「調査」といった附属機関と混同される表現を用いないこと。

ウ 県から懇談会等に対して「諮問」を行わないこと。

エ 懇談会等の結論を統一させるための「合議」、「採決」等を行わないこと。また、要綱等に採決の方法及び定足数等の議事手続きを定めないこと。

オ 懇談会等としての意思を表明する「答申」、「承認」等を行わないこと。

カ 計画、指針等の策定について意見聴取等を行うための懇談会等において、懇談会等において策定、決定する形を取らないこと。

キ 特定の施策等について、特定の期間に意見聴取等を行うために開催するものとし、常設の会議体としないこと。また、原則3年以内の開催とすること。

ク 構成員に対する任命行為（委嘱を含む。）を行わないこととし、就任に係る依頼文書の送付によることとする。

5 附属機関の設置又は懇談会等の開催の場合の協議等

(1) 附属機関の設置等（岩手県附属機関条例の改正を要するもののほか、附属機関の設置を規定している個別の条例の制定・改廃を含む。）を行おうとするときは、各附属機関所管室課の長は、本庁主管室課を通じ、別に定める日までにあらかじめ総務部行政経営推進課長に協議するものとする。

(2) 懇談会等の要綱等の制定又は改廃を行おうとするときも(1)と同様にあらかじめ協議するものとし、この協議は、随時行うものとする。

また、要綱等の制定又は改廃後速やかに、当該制定等後の要綱等を総務部行政経営推進課長に提出するものとする。

(3) 総務部長は、毎年度、新設、統廃合、委員任免、開催状況、改善案等について、各部局長に照会し、その結果を公表するものとする。

議案第 11 号

岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和 6 年 8 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立山王小学校 校長	内 田 留美子
盛岡市立下橋中学校 校長	泉 澤 毅
岩手県立不来方高等学校 校長	菊 池 勝 彦

2 解任（令和 6 年 7 月 31 日付）

氏 名	任 命 年 月 日	解 任 理 由
八重樫 深 雪	令和 6 年 3 月 1 日	辞任の申し出があったため
鈴 木 美 成	令和 6 年 3 月 1 日	辞任の申し出があったため
清 川 義 彦	令和 6 年 3 月 1 日	辞任の申し出があったため

令和 6 年 7 月 22 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立美術館協議会委員 新旧対照表(案)

委員任期:令和6年3月1日～令和8年2月28日

委員任期(美術館友の会1名):令和5年3月1日～令和7年2月28日

No.	選出区分		推薦団体	現委員					新委員(案)						
				※年齢は令和6年8月1日時点					※年齢は令和6年8月1日現在						
			職名等(就任時)	氏名	年齢	性別	居住地	年数	職名等	氏名	年齢	性別	居住地	年数	
1	学校教育関係者	小学校	岩手県小学校長会	盛岡市立渋民小学校 校長	やえがし み ゆき 八重樫 深 雪	59	女	雫石町	1	盛岡市立山王小学校 校長	うちだ る み こ 内田 留美子	58	女	盛岡市	新任
2		中学校	岩手県中学校長会	盛岡市立大宮中学校 校長	すず き よし なり 鈴 木 美 成	60	男	盛岡市	1	盛岡市立下橋中学校 校長	いずみ さわ たけし 泉 澤 毅	60	男	盛岡市	新任
3		高等学校	岩手県高等学校長協会	岩手県立不来方高等学校 校長	きよ かわ よし ひこ 清 川 義 彦	61	男	盛岡市	2	岩手県立不来方高等学校 校長	きくち かつひこ 菊 池 勝 彦	56	男	北上市	新任
4	社会教育関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者		特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	(特非)岩手県地域婦人団体協議会事務局長	かじ た さちこ 梶 田 佐知子	63	女	盛岡市	4		変 更 な し				
5			(一社)岩手県PTA連合会	(一社)岩手県PTA連合会 副会長	やま ぐち ま き 樹 山 口 真 樹	51	女	盛岡市	3		変 更 な し				
6	学識経験者		(一社)岩手県芸術文化協会	岩手芸術祭美術展現代美術部門 理事 岩手デザイン協会会員	か かわ なつえ 加 村 なつえ	45	女	盛岡市	3		変 更 な し				
7			(株)岩手日報社	(株)岩手日報社編集局整理部 記者	し だ めいこ 志 田 芽衣子	37	女	盛岡市	1	(株)岩手日報社編集局ニュースセンター 記者	変 更 な し				
8			岩手県立美術館友の会	岩手県立美術館友の会 運営委員	た なか ま り 田 中 麻 里	57	女	盛岡市	1		変 更 な し				
9			(一社)岩手県経営者協会	(株)川徳 執行役員	おの でら ま き こ 小野寺 真貴子	50	女	盛岡市	1		変 更 な し				
10			(公財)岩手県観光協会	盛岡ターミナルビル(株) ホテルメトロポリタン盛岡 マーケティング部セールスグループマネージャー	あい かわ つね み 美 合 川 常 美	49	男	盛岡市	3		変 更 な し				
11			(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会	(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会 会長	なか の けい 圭 中 野 圭	38	男	大船渡市	1		変 更 な し				
12			県立美術館	一関市博物館 副館長兼学芸係長	おお ひら さ 織 大 衡 彩 織	54	女	一関市	7		変 更 な し				
13			県立美術館	花巻市教育委員会教育部文化財課課長補佐	い とう ま き こ 伊 藤 真紀子	52	女	花巻市	7		変 更 な し				
14		県立美術館	石神の丘美術館 主任学芸員	さい とう しゅ 子 齋 藤 桃 子	46	女	岩手町	1		変 更 な し					
15		公募	県立学校 教諭	やなぎ だ よう 一 柳 田 陽 一	55	男	花巻市	3		変 更 な し					

チェック項目	改選前	改選後
委員数【20人以内】	15人	15人
男女委員登用率【40%未満にならないこと】	男33.3% (5) : 女66.7% (10)	男33.3% (5) : 女66.7% (10)
若手委員 (50歳未満) 【25%以上】	33.3% (5/15) (※参考 平均年齢51.8歳)	33.3% (5/15) (※参考 平均年齢51.4歳)
公募による委員の数	1人	1人
在任期間8年超	なし	なし

根拠法令等（抜粋）

博物館法（昭和26年法律第285号）

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第25条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

美術館条例（平成13年条例第52号）

（美術館協議会）

第10条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、美術館に岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- （1）学校教育の関係者
- （2）社会教育の関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

岩手県立美術館管理運営規則（平成13年教育委員会規則第14号）

（協議会の所掌）

第7条 条例第10条の規定による岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）は、美術館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、美術館長に対して意見を述べることができる。

- （1）美術品等の収集、保管、展示等に関する事。
- （2）美術品等の調査研究、普及活動、利用等に関する事。
- （3）その他美術館の運営に関する事。

（会長）

第8条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、美術館長が定める。